

## 『寛治二年白河上皇高野御幸記』をめぐる諸問題

海老沢和子・加藤正賢・羽根田柁稀・手嶋大侑・丸山裕美子

はじめに

高野山西南院に所蔵される『寛治二年白河上皇高野御幸記』（以下『寛治二年高野御幸記』）は、タイトル通り、白河上皇が寛治二年（一〇八八）二月に高野山に御幸した際の記録である。上皇は、御幸の一年三か月前、応徳三年（一〇八六）十二月に八歳の堀河天皇に譲位した。譲位後の白河上皇は、この高野御幸（初回）の翌年に近江の彦根寺御幸を行い、その翌年に熊野御幸（初回）、ついで二度目の高野山、さらに金峯山御幸と連年寺社参詣を行ったことが知られる。とくに熊野御幸は九度に及んだ。白河後の鳥羽上皇は熊野御幸を二十一回、後白河上皇は三十四回、後鳥羽上皇は二十八回も行っているが、こうした上皇による寺社参詣の嚆矢といえるのが、寛治二年の白河上皇による高野御幸であった。<sup>①</sup>

その詳細な記録である『寛治二年高野御幸記』は、十九紙からなる卷子本で、鎌倉時代前期の書写とされる。<sup>②</sup>活字としては、和多昭夫氏による翻刻と、増補史料大成の翻刻とがある。<sup>③</sup>『東大寺要録』には「白河院高野巡行之日記」として引用され、『扶桑略記』においては、出典を記さないもののほぼ同文が抄出されている。<sup>④</sup>前掲の和多氏の翻刻は、『扶桑略記』と対照しつつ全文が紹介されており、その点で至便である。<sup>⑤</sup>

末尾に「参議右大弁藤原朝臣通俊奉<sub>レ</sub>勅命<sub>二</sub>粗実録矣<sub>一</sub>」とあり、この記録が参詣に同行した藤原通俊によることは明白である。通俊は、妹が白河の寵愛を受けて覚行法親王を生んでおり、白河の在位中は側近として、藏人頭を勤めている。この寛治二年正月には、正三位に叙されたが、それは白河院別当としての行幸賞（堀河天皇の朝覲行幸）であり、白河讓位後もひきつづき近臣として、院の信頼が厚かったことが知られる。

高野山への上皇の参詣は、白河上皇が初めてではない。昌泰三年（九〇〇）に宇多上皇の先例がある。小山靖憲氏は、高野山だけでなく、熊野・金峯山などはいずれも宇多上皇が参詣した地であり、その顕彰の意味があったとする。<sup>7)</sup>

貴族による高野山参詣の例としては、前太政大臣藤原道長が治安三年（一〇二三）に、その子関白頼通が永承三年（一〇四八）に、さらにその子の関白実が永保元年（一〇八一）と康和元年（一〇九九）に、師実の子師通も嘉保三年（一〇九六）に参詣している。<sup>8)</sup> 撰閔家の嫡流が、道長の嘉例に倣っているであろう。道長の高野詣は、「弘法大師廟堂」を参拝するためのもので、これは弘法大師が高野山奥の院の廟内に生けるがごとく存在し、人々を救済しつづけているという、この頃流布しはじめた入定信仰によるものである。<sup>9)</sup>

白河の高野御幸の動機については、「高野弘法大師廟堂」を拝するため、「多年之蓄懐」があったといい、また夢想があり、大江匡房の勧めがあったという。<sup>10)</sup> 上皇の子で、『寛治二年高野御幸記』の記主藤原通俊の甥にあたる覚行法親王が、前年寛治元年（一〇八七）三月に参詣しているのも、関係があるかもしれない。<sup>11)</sup>

白河はこの後、二度高野山へ詣でている。二度目は三年後の寛治五年（一〇九二）、三度目は亡くなる二年前となる大治二年（一一二七）である。大治二年には鳥羽上皇も同道している。

寛治二年の高野御幸については、参詣ブームの高まりのなかで行われたもので、個人的な信仰ではなく、物見遊山的、遊興的な意味合いが強いとされる。<sup>12)</sup> しかし、撰政・左大臣・右大臣・内大臣以下、ほとんどの公卿が出立に集まり、右大臣源頭房以下多くの公卿が同行したこの御幸を、単なる物見遊山とみてよいのだろうか。

また「寛治二年中感得記文」（『塵添壙囊鈔』所引）の存在や、『弘法大師御行状集記』の成立が寛治三年であることを考えると、弘法大師は生身のまま入定し、弥勒下生を待っているという信仰が、ちょうどこの頃確立したことによる、白河上皇自身の信仰の側面を考える必要があるのではないか。

鳥羽上皇が天治元年（一一二四）十月に参詣した際の藤原実行による記録『高野御幸記』（群書類従、以下『天治元年高野御幸記』）。そこには、「寛治之例」「寛治例」ということが頻出する。鳥羽上皇の高野御幸は、寛治二年の白河上皇による高野御幸を先例として行った御幸だったことが明らかである。天治元年は、保安四年（一一二三）一月に鳥羽がわずか五歳の崇徳天皇に譲位した一年九か月後、上皇となって最初の遠方への御幸であった。つまり、上皇となって最初に御幸すべき寺社として、高野山が選ばれているわけで、そのことの意味を考えなくてはいけないであろう。<sup>14)</sup>

本稿は、そうした問題意識のもと、これまであまり本格的な検討がなされてこなかった『寛治二年高野御幸記』をめぐるさまざまな課題について、各人の関心のもと、考察を加えたものである。

## 注

- (1) 寛治二年の白河上皇の高野御幸についての専論としては、柿島綾子「白河院の高野山参詣について―寛治二年（一一〇八）御幸の検討―」（『國學院大学大学院紀要 文学研究科』四〇、二〇〇八年）があり、同時期の高野参詣に関しては、交通の問題に関わって、堀内和明「中世前期の高野参詣とその巡路」（『日本歴史』六一九、一九九九年）や伊藤哲平「中世前期の高野参詣における場と人々」（『旅と移動―人流と物流の諸相―』竹林舎、二〇一八年）などがあるが、同時期の熊野御幸に比べ、先行研究は少ない。

(2) 和多昭夫「史料紹介 寛治二年白河上皇高野御幸記（二）」（『密教文化』五二、一九六一年）。

(3) 和多昭夫「史料紹介 寛治二年白河上皇高野御幸記」（『密教文化』五二、一九六〇年）。

(4) 『玉英記抄 聾盲記 後奈良天皇宸記 土右記 寛治二年白河上皇高野御幸記』（臨川書店、一九六七年）。

- (5) その他、江戸時代に紀州藩が編纂した『紀伊統風土記』(一八三九年完成)には「白河院高野御幸記」とか「寛治二年御幸記」として引用されている。
- (6) 『中右記』寛治二年正月十九日条によると、この日堀河天皇が白河上皇の御所大炊殿に行幸(朝覲行幸)し、その勸賞として、院別当らが叙位されている。このとき叙位された院別当は、藤原家忠・源家賢・藤原公実・藤原基忠・藤原経実・藤原通俊・大江匡房・藤原仲実・藤原師信・藤原宗通・高階為章の十二人であった。なお『公卿補任』寛治二年の藤原通俊の項にも「正月十九日叙正三位(院別当、行幸賞)」とある。
- (7) 小山靖憲『熊野古道』(岩波書店、二〇〇〇年)二四頁。
- (8) 道長の高野山参詣については『小右記』に、頼通の参詣は平範囲が記録した『永承三年高野山御参詣記』(続々群書類従)に、師実の参詣は『水左記』に詳しい。その他貴族の高野山参詣については、山陰加春夫等編『和歌山・高野山と紀ノ川』(吉川弘文館、二〇〇三年)などを参照。なお同時代の史料として、三条の子大御室性信法親王の参詣の記録は『御室相承記』にあり、白河の子覚法法親王と鳥羽の子覚性法親王の参籠記録である『御室御所高野山御参籠日記』が高野山に現存する(大日本古文書『高野山文書』所収)。
- (9) 『栄華物語』巻一五に、道長の高野山参詣について、「かうやにまいらせたまひては、大師の御入定のさまをのぞきみたまつらせたまへば」とある。
- (10) 『高野山御幸御出記』、『続弘法大師年譜』など。ただしいずれも後世の史料であることに注意が必要である。
- (11) 『高野春秋編年輯録』(大日本仏教全書)。ただしこの参籠の理由は、師である大御室性信法親王の先例に倣ったものとされる。
- (12) 美川圭『白河法皇 中世をひらいた帝王』(日本放送出版協会、二〇〇三年)一七八・一七九頁など。
- (13) 『寛治二年中感得記文』や『弘法大師御行状集記』などの大師信仰については、白井優子『院政期高野山と空海入定伝説』(同成社、二〇〇二年)を参照。
- (14) 堀内和明前掲注(一)論文は、「参詣の行粧は院の権威を京内外に誇示するとともに、密教の根本道場として一大勢力に成長しつつある高野山を院政下に取り込むための宗教的政治行為であった」とする。院の権威を示すという点に異論はないが、純粹に宗教的な、あるいは白河院の信仰の問題も考える必要があるのではないかと思う。

## 一 寛治二年の高野山参詣と大江匡房

海老沢和子

寛治二年（一〇八八）二月、白河上皇は高野山への参詣を挙行した。

二月二十二日の出御の儀には、摂政、公卿以下参会したなかに大江匡房も参列していた。

白河上皇の高野山御幸は、上皇の「御夢想<sup>①</sup>」と、大江匡房が上皇に専ら勧め申したところによる、とされている。<sup>②</sup>

だが、白河上皇の高野山参詣を記録した『寛治二年高野御幸記』には、行幸の動機について記されていない。御夢想と大江匡房の熱心な勧めであるというのも後世の記録であるため、事実であるか定かではない。<sup>③</sup>

大江匡房の信仰に関しては、「御許山法華三昧縁起」に浄行の僧六口を宇佐御許山におき法華三昧を修めさせ、八幡大菩薩法楽の祈りを捧げたことがあり、<sup>④</sup>ほかの事例とも合せて検討していかねばならないだろう。しかし、ここでは大江氏における匡房の立場から、高野山参詣に対する匡房の思考を考察してみたいと思う。後世の記録であるにしろ匡房が高野山参詣を上皇に勧めたことが記録されたということは、匡房自身が高野山に対して何らかの特別な思いを抱いていたに違いないと思われるからである。

大江氏は菅原氏と並ぶ学問の家で、菅原道真が大宰府において客死して以降、菅家に代わって儒家の中心的位置を占めるようになり、「江家」と称されようになる。大江家が学問の家として始祖と位置づけるのは、匡房の七代前の大江音人（八一〜八七七年）である。匡房の曾祖父にあたる匡衡も文章博士や東宮学士を務めた文人官僚であった。<sup>⑤</sup>白河上皇の高野山参詣が挙行された寛治二年当時、匡房は左大弁であったが、匡房が高野山に対する特別な思いを抱く理由は、彼の曾祖父の代に遡ると考えられる。

## 1 曾祖父大江匡衡について

康保元年（九六四）は、勸学会（三月と九月に大学寮の文章院の学生と比叡山の僧それぞれ二十人が一同に会し、

『法華経』を学び念仏を誦し詩を作る)が開始された年であった。同年、大江匡房の曾祖父にあたる匡衡は、十三歳で元服している。彼は勸学会が催行されるようになり大学寮に学ぶまでの期間に、当行事において二首の詩を残している。<sup>(6)</sup>

大江匡衡については、江納言として知れわたった大江維時の孫として、遺訓を守り学業を修めたが、後年、儒家として重用はされたものの、維時・齊光が得た地位を得ることはできなかった。これには父の失脚があるのではないかとも言われている。<sup>(7)</sup> 対策及第後、三年目の天元五年(九八二)正月にようやく官職を得たが、武官である右衛門権尉に任ぜられ、翌月には檢非違使を兼ねた。武官であったことで襲撃され左手指を切断される刃傷事件にも遭っている。しかし、赤染衛門と婚姻後、藤原道長との距離を縮めることで、次第に運氣が巡ってくる。

匡衡の妻となった赤染衛門は、源雅信の屋敷に出仕して雅信の娘である倫子に仕え、倫子が藤原道長と結婚して以後も伺候していた。匡衡は学者としてだけではなく、赤染衛門を通じて、道長と倫子の娘である中宮彰子の後宮における文化サロンでの人間関係をも円滑に維持できたのであろう。

匡衡は、永祚元年(九八九)には文章博士に任命された。長保二年(一〇〇〇)十二月の敦明親王の読書始には講師を勤めている(『権記』同年十二月二日条)。この時、文章生であったで挙周と親子で参加するとともに、詩宴には東宮権大進であった一族の大江景理も近侍していた。

この頃から道長邸で行われる詩宴に加わるようになるが、さらに一条天皇の中宮彰子が敦成親王(のちの後一条天皇)を出産することを予言的中させ、皇子誕生のおりには名を撰進している。このように着実に藤原道長の信頼を得ることで、役職も上げ、式部大輔と丹波守を兼任するまでになった。

その間に、受領として経済的な安定も図っている。国司ポストは経済的に安定するため、希望申請する官人が多いなかで、匡衡も長徳二年(九九六)正月、檢非違使としての勤務実績により、越前国と尾張国で欠員の国守を兼任することを願い出ている(『本朝文粹』巻第六)。その甲斐あって、越前守に任ぜられ赴任しているが、さらに同年、備

中介の兼任を請う奏状を奉り、国司任命への希望申請を盛んに行っている。なかでも尾張国は、権守（正暦三年「九二二」、権守（長保三）寛弘二年「二〇〇一〜五」、守（寛弘六）七年「二〇〇九〜一〇」）と三度にわたって任ぜられた。二度目、三度目は、前任国守であった藤原元命および藤原中清が、郡司・百姓等から「非法」を告発されたことにより交替された際の任命であった。これは非法や違法の取り締まり、風俗の肅正を司る檢非違使や彈正台での職務経験を評価されたことであつた。何かにつけて紛争の起こる尾張国に学儒として名の通つた匡衡を配して、百姓の不滿に対処させたものと考えられている<sup>8)</sup>。

実際、赴任した際に「国人」（田堵百姓）は「はらたつこと」があると農作業を拒否して、春に播くために下された種籾の発芽を促す水漬けをせず、干したままにする行動に出たという。尾張国では前任国守が停任されて以降も、依然として国守と「国人」との紛争は続いていたことが窺われる。こうした紛争に対して匡衡夫妻は辟易していたとみられ、匡衡は三度目の任期中に、かつての尾張守としての功績を列挙して、美濃守を望む奏状を作り（『本朝文粹』巻第六）、治めやすい国への異動を申請している。この時の遷任は実現しなかったが、奏状には「民をいづくし、国をよく治め、所定の期限までに貢納を果たし、功績があつても過ちはない」という定型的な自賛の文辞を並べている。また、朝廷が官符・宣旨で指示した「国分寺・神社・諸定額寺十二箇処」の修造を、官物の支出なしでやり遂げたこと、伊勢豊受宮の料米や内裏の宣耀殿の建設費用に准額を進めたこと、さらには藏人所の召しに応じて「交易進上の絹」を調達するのに公費の支出をしなかったことを挙げて、それがいづれも朝廷の要請に応える功業であることを強調している<sup>9)</sup>。これらは、前任の国守が尾張国の郡司・百姓等に愁訴されたことを強く意識している姿勢とみることもできる。それとともに、この時期に一族の大江景理が受領功過定において「過」とされている。これに対して、景理の二の舞にはなりたくないという意識が強かつたものと考えられる。

## 2 大江景理と高野山復興

大江匡衡と同時代を生きた同じ一族の大江景理は、匡衡より十一歳下で、河内・備前等の守、内蔵権頭、右中弁を歴任し(『尊卑分脈』)、摂津守兼左馬頭であった長元元年(一〇二八)八月二十四日に卒去した(『小右記』長元元年八月二十五日条)。

大江景理は、匡衡のような学者の系統ではなかったようで、二十五歳の永延元年(九八七)三月に、摂政藤原兼家の春日社参詣の試案に舞人を務めたのが、現存する日記・古記録での初見となる(『小右記』寛和三年三月二十六日条)。また、長和三年(一〇一三)には右中弁として昇殿を許される(『小右記』長和三年正月十日条)など、長年にわたり蔵人として天皇および摂関家と比較的距離が近く華々しい生活を送っていたように見うけられる。さらに、『枕草子』に受領は伊予守、紀伊守、和泉守、大和守がよいとされるが、景理は紀伊守にも任命されていた。

その頃の高野山は、正暦五年(九九四)に火災で焼失して以来、荒廃していた。しかし、高野山の寺家執行檢校雅真が中心となり、東三条院(藤原詮子。円融天后で藤原道長の姉)にはたらきかけることで、朝廷で復興の気運が高まった<sup>10)</sup>。景理が紀伊守を勤めたのは、ちょうど高野山の復興が始まった時期にあたる。この時期に景理が紀伊守に任ぜられたことは、文章博士であった大江匡衡から藤原道長への働きかけがあったのかもしれない<sup>11)</sup>。

紀伊守に在任中の景理は、長徳四年(九九八)に金剛峯寺の講堂再建を奉行している。景理が任期中に携わった高野山再建は講堂だけではなかったため時間を要したようで、長保元年(九九九)正月には紀伊守を二年延任されているが(『魚魯愚抄』四、受領挙事)、この頃の延任は珍しい事例であった(『北山抄』卷第十 延任重任事)。

高野山再建は勅により紀伊守景理を通じて精力的に進められたようで、再建に必要な莫大な費用には、寺領が没収され充てられたという。『高野春秋編年輯録』卷第四にも「勅<sub>レ</sub>紀伊守景理<sub>二</sub>、先令<sub>レ</sub>造<sub>二</sub>宮御願堂<sub>一</sub>。仍没<sub>二</sub>取寺領<sub>一</sub>加<sub>二</sub>宮作料<sub>一</sub>」とされ、これにより「寺僧無<sub>二</sub>住山之依拠<sub>一</sub>。故各離散<sub>一</sub>」してしまっただとされている。景理が勅により御願堂を造営するために寺領を没収し、宮作料に加えた。それ以後、代々の紀伊国司は景理を先例として常に寺領を収公す

るようになったという。また、寺領を没収された寺僧たちは、住むところを奪われ離散してしまったと記されている。『高野山勸発信心集』（祈親上人住山初事）には、「去長保三年、紀伊守景理、造高野山ノ御堂、掠領神地。自爾以降、代々国司、准任先例、常致収公之尅、常住不退之山僧、忽失堅住之便。観坐禅之道人、永闕止住之謀。」とされている<sup>14</sup>。そのほか『高野山堂塔記』（奥院御廊）にも、景理が紀伊守として長保三年（一〇〇一）に造宮にあたったような記述がある。大江景理の任期は当初、長徳元年（九九五）から長保元年（九九九）であったが、二年延任して長保三年（一〇〇一）正月まで在任している<sup>15</sup>。これについては、国守交替の直後で前任者の影響があったことと考えられるが、後任の源兼相がひと月あまりで、さらにその後任の源致時が二年ほどで亡くなっている<sup>16</sup>。高野山にとって復興が開始された当初の守景理の印象が強く残っていたとも推測される。朝廷からみた景理は、勅を受けて紀伊守として焼失後の高野山復興に尽力したと捉えられるが、高野山側からみた景理は、租税を収奪し寺領を奪った典型的な「受領」の人物像として記録されているのである。

長保五年（一〇〇三）年四月二十六日の陣定において、任期を終えた大江景理は、受領功過定を受けた。同じ場で受領功過定を受けた尾張守藤原元命は、尾張国の郡司・百姓等から国内での非法を訴えられて国守を停任されていた（『小右記』永祚元年四月五日条）が、元命の場合は、過失ではないとされた。その一方、景理は過失とされたのだ（『権記』長保五年四月二十六日条）。これに対して翌寛弘元年（一〇〇四）の功過定において、前任国守として景理が過失とされたことについては後任の橘儀懐から、好明寺の加挙本稻の現物はあるという返牒があったため、過失を削られる措置をとられている（『御堂関白記』『権記』寛弘元年三月七日条）。

このように景理の国守としての仕事ぶりは、受領功過定においては加挙の分付について指摘され、厳しい追及に對処できず一旦は過失とされており、高野山側からみた受領像と実際と乖離する面もみられる。景理の過失については、後任の源兼相・致時と相次いで亡くなっていることから、引き継ぎが円滑に進まなかったために起こったことと窺われる。それにもかかわらず国守が功過定において、「過」とされた先例として、『北山抄』（巻第十 古今定功過

例)には記されている<sup>17)</sup>。朝廷において儀式等で主要な職を任されるなど、都での華やかな生活とは裏腹に、国守としては厳しい評価をくだされたのである。しかし、紀伊守の任期終了後も賀茂祭の内蔵寮使や、勅使として法性寺に赴くなど、都での景理に対する天皇および摂関家の信頼は厚く、彼が亡くなった時には摂津守任期中でもあった<sup>18)</sup>。

### 3 大江匡房にとっての高野山

このように大江匡衡と景理は、大江氏として同時代を生き、都では長保二年(一〇〇〇)の敦明親王読書始のように朝廷でもに出仕する機会もあった。また、景理の方は勅により紀伊守として高野山再興に奔走したのである。しかし彼の評価は、『権記』『北山抄』『高野山勸発信心集』等に見られるように、良きにつけ悪しきにつけ摂関期における先例として後世に伝えられたのだった。

こうした世間の評価とは違い、匡衡の曾孫である大江匡房は、宮廷社会での彼らの華やかな時代を、憧憬をもってみていたのではないだろうか。匡房が生まれた長久二年(一〇四二)、赤染衛門は健在で、曾孫の匡房のために初着を縫う喜びを歌っている<sup>19)</sup>。匡房にとって江家を支えた曾祖父たちは特別な存在であったに違いない。また、曾祖父と同時代を生きた景理は、高野山の復興にあたり初期段階で国守として携わった一族の誇りとして映ったとしても不思議ではない。こうしたことから大江氏一族が復興に携わった高野山に対して、匡房が特別な場所と捉えていたとも考えられる。

匡房は、後三条天皇および白河上皇の皇太子時代から東宮学士を務めており、院近臣として白河上皇と信頼関係を築いていた<sup>20)</sup>。匡房が、高野山再興に奔走した景理の時代に思いを馳せ、上皇にたびたび高野山参詣を勧めたことは大いにあったのではないか。

注

- (1) 『高野山御幸御出記』(統群書類従)、『高野春秋編年輯録』巻第五(大日本仏教全書)。
- (2) 『我慢抄』(真言宗全書)。
- (3) 和多昭夫「平安時代の高野山参詣記について」(『印度學佛教學研究』一五一二、一九六七年)によると、『統弘法大師年譜』巻四(真言宗全書)にも、白河上皇が天竺詣の希望を語ったところ、大江匡房が「扶桑地中、最勝の靈地無きに非ず、高野は正しく弘法大師全身を止めて入定あり、是れ三国無類の靈地なり」と答え、高野山への参詣が必要であると説いている。和多氏はこの点からも大江匡房の空海や高野山に対する知識は人並み以上であり、高野靈場を説くだけの理由は充分考えられる、とされている。しかし、匡房が高野山について関心を持つに至る経緯については明らかにされておらず、『江記逸文集成』(木本好信編、国書刊行会、一九八五年)等にも残されていない。
- (4) 『宇佐神宮史』三巻所収「宮寺縁事抄」承徳三年二月二十九日。
- (5) 後藤昭雄『大江匡衡』(吉川弘文館、二〇〇六年)、林マリヤ『匡衡集全釈』(風間書房、二〇〇〇年)。
- (6) 後藤昭雄前掲注(5)書『大江匡衡』。
- (7) 関根慶子・阿部俊子他編『赤染衛門集全釈』(風間書房、一九八六年)十七頁。
- (8) 愛知県史編さん委員会編『愛知県史 通史編1 原始古代』(愛知県、二〇一六年)八章三節。
- (9) 前掲注(8)書『愛知県史 通史編1 原始古代』八章三節。
- (10) 和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史 原始・古代』(和歌山県、一九九四年)六章一節。和多昭夫「寛治二年白河上皇高野御幸記(二)」(『密教文化』五二、一九六一年)。
- (11) 景理の妻は大輔の命婦であり、匡衡の妻の赤染衛門と同様に、源雅信家の女房で倫子に従い藤原道長家に入っている。こうしたことからみても、景理は匡衡と近い環境にいたことが窺われる。
- (12) 「金剛峯寺焼失修復注進上案」(大日本古文書『高野山文書』八)。ほか『高野山春秋編年輯録』巻第四、『高野興廃記』『伝燈広録』にもみられる。
- (13) 前掲注(12)書『高野春秋編年輯録』。
- (14) 国文学研究資料館編『真福寺善本叢刊』第九巻(臨川書店、一九九九年)。

- (15) 山中裕編『御堂関白記全註釈 寛弘元年』(思文閣出版、一九九四年)。
- (16) 前掲注(10)書『和歌山県史 原始・古代』(六章一節)には、編纂の際に何らかの理由で記事が混入した可能性も考えられる、とされている。また、同書でも指摘されるように、高野山関係の史料には後世において寺領四至を主張するための作爲的な記述とみられるものもある。個々の史料批判が必要であり、後考を期しておきたい。
- (17) 景理の受領功過定については、前掲注(15)書『御堂関白記全註釈』阿部猛編『北山抄―卷十・史途指南注解―』(東京堂出版、一九九六年)、小松茂美・神崎充晴編『藤原公任 稿本北山抄』(二玄社、一九八三年)、神戸航介「当任加挙考―平安時代出挙制度の一側面―」(『日本歴史』八一三、二〇一六年)を参照した。
- (18) 『小右記』長元元年(一〇二八)八月二十五日条。なお、長和元年(一〇二二)七月十六日に匡衡が亡くなったが、主基の丹波守在任中であつたため、景理も右中弁として事後処理に力を尽くしている。
- (19) 前掲注(7)書『赤染衛門集全釈』(『赤染衛門集』五七四番)。
- (20) 井上辰雄『平安儒者の家 大江家のひとびと』(塙書房、二〇一四年)。

## 二 『寛治二年高野御幸記』における「先例」——白河上皇と円融上皇——

加藤正賢

寛治二年(一〇八八)、白河上皇は高野山へ御幸した。竹内理三氏は、白河の高野御幸の行程について、「のちの院や貴族の高野参詣往還に屢々採用された。従つてこの御幸が後世の参詣に及ぼした影響は大きい。」(『増補 続史料大成』解題)と述べている。では、白河の高野に到るまでの行程は、いかなる先例を採用したのであろうか。『寛治二年高野御幸記』には、円融上皇の東大寺戒壇院受戒の行程を参照し先例にしたと思われる記載が散見される。円融は、寛和二年(九八六)に東大寺戒壇院において十戒・具足戒を受け、その行程・受戒の記録は『太上法皇御受戒記』(以下、『御受戒記』<sup>1)</sup>)である。

本章は、『寛治二年高野御幸記』と『御受戒記』を基本史料として、白河が寛治二年の高野御幸に際し、円融の東

大寺授戒を先例とした個所を見出し、何故、白河は、円融の行程を先例としたか、円融の動向を中心に考察してみた。  
い。

### 1 『寛治二年高野御幸記』と『御受戒記』の共通点

最初に、白河・円融上皇の行程を確認したい。白河の高野御幸の主な行程は左記の通りである。

二月二十二日：大炊殿―深草―平等院―泉河―東大寺（泊）、二十三日：東大寺―山階寺―火打崎（泊）、二十四日  
：真土山―高野政所（泊）、二十五日：天野鳥居―笠木坂（泊）、二十六日：大鳥居―中院（泊）、二十七日：奥院  
供養、十八日：御影堂、薬師堂（金堂）、三股松―高野政所（泊）、二十九日：火打崎（泊）、三十日：大和川―法  
隆寺―薬師寺―東大寺（泊）、三月一日：泉川―蟹幡川原―祝園―贄治池―宇治―御本院

円融の東大寺受戒の主な行程は左記の通りである。

三月二十一日：仁和寺―宇治―贄沼池―和泉河―東大寺、二十二日：東大寺戒壇院・大仏殿・戒壇北堂（泊）、二  
十三日：東大寺―和泉河―贄沼池―宇治河―円融寺

白河は、宇治を經由し東大寺に到り、その後さらに南進、紀伊国に入り高野政所を宿所として、高野山諸堂を巡って  
いる。帰京の際も同行程に到っている。円融も、宇治を經由し東大寺に到り、帰京も同じである。次に、二人の行程  
を順に比較してみたい。なお以下の史料は、『寛治二年高野御幸記』、円融の場合は『御受戒記』によ  
り、いちいち注さない。

最初に、出発した後の、宇治における動向は、

#### 【白河上皇】

午剋、御宇治平等院、拂本堂北廂為御所、摂政豫差仙厨、御台三本、有録伏範<sup>〔銀力〕</sup>蔭<sup>〔龍力〕</sup>繪等、銀器供<sup>〔銀力〕</sup>之、設  
公卿以下饌<sup>〔銀力〕</sup>

## 【円融上皇】

午時、到<sub>二</sub>宇治橋東頭、僧侶下馬、大納言源朝臣奏曰、水勢迅速<sub>(通)</sub>、河梁半傾、臣艤<sub>二</sub>御船、可<sub>二</sub>以供<sub>レ</sub>之、即御<sub>二</sub>渡船。(中略)河西、有大納言源朝臣山家、院司予占<sub>レ</sub>之、為<sub>二</sub>供膳<sub>レ</sub>之処、源朝臣、自奉<sub>二</sub>臨幸<sub>レ</sub>之議、手自洒掃、旧寢之東作<sub>二</sub>臨水閣、以承<sub>二</sub>下船<sub>レ</sub>之仙躡<sub>一</sub>

白河・円融は、昼頃に宇治に到着し、白河は摂政（藤原師実）によって宇治平等院を、円融は大納言（源重信）によって重信の別庄を膳の場所としている。師実・重信による洒掃や膳の準備といった計らいに、両院は、

## 【白河上皇】

上皇以<sub>二</sub>半漢一疋、賜<sub>二</sub>摂政、判官代隆時牽<sub>レ</sub>之

## 【円融上皇】

散位国盛事<sub>(案)</sub>御薦<sub>(馬)</sub>、左大臣、貢<sub>二</sub>黑鞞毛、於<sub>二</sub>東庭<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>之

と記されており、白河は師実に、円融は重信に馬を授けている。褒美に関して、両上皇と扈従との取交しは一致する。この両院・扈従関係について、『寛治二年高野御幸記』には、宇治を出発した一行に、

爰供奉輩中知<sub>二</sub>故事<sub>レ</sub>之者、相謂云、者<sub>(昔カ)</sub>円融法皇御<sub>二</sub>東大古<sub>レ</sub>之次、任<sub>(社)</sub>賀<sub>(カ)</sub>於此地、六条左大臣彼時職備<sub>二</sub>献贊<sub>(昔カ)</sub>兼許<sub>二</sub>近習、以<sub>二</sub>其亭主<sub>レ</sub>掃<sub>二</sub>林堂<sub>レ</sub>備<sub>二</sub>御齋<sub>レ</sub>、歡感之餘、法皇賜以<sub>二</sub>駿馬<sub>一</sub>。(中略)今見<sub>二</sub>勝地<sub>レ</sub>之卓楽、再逢<sub>二</sub>射山<sub>レ</sub>之光輝、閑思往観莫<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>感嘆<sub>一</sub>

と記載されている。古事を知る者達は、白河の師実に対する褒美を、円融と重信の古事に照らし合わせ、従者が感慨に耽つている。宇治での動向は、白河（または伺候の者）は円融の褒美を做ったといえる。宇治を出立した後、両院は、

## 【白河上皇】

西剋、至<sub>二</sub>泉河邊、近曾雨澤頻降、水勢漫々、先<sub>レ</sub>是、檢非違使等編<sub>二</sub>小船四艘<sub>一</sub>、昇<sub>二</sub>居御車、公卿等候<sub>二</sub>此船<sub>一</sub>、又

設<sub>二</sub>船小々<sub>一</sub>、宛<sub>二</sub>雜人等料<sub>一</sub>

【円融上皇】

未時、御出、大物<sup>〔大納言〕</sup>、源朝臣、自<sub>二</sub>贄沼池堤<sub>一</sub>依<sub>レ</sub>仰罷帰、和泉河渡頭、檢非違使、艤<sub>二</sub>御船<sub>一</sub>并設<sub>二</sub>人給及載馬之船<sub>一</sub>数十隻<sub>二</sub>祇候矣、更編<sub>二</sub>大船二艘<sub>一</sub>、昇<sub>二</sub>載御車<sub>一</sub>

とあり、南進しともに木津川に到っている。また、渡河に関しては、檢非違使等に舟を編ませ奉仕させている。木津川を後にした両院は東大寺に到着している。白河は、東大寺別当慶信の房東南院を御宿所に、円融は、東大寺戒壇院食堂を御在所としている。東大寺における白河・円融による共通の行動として次の記述がある。

【白河上皇】

至<sub>二</sub>東大寺西南中大門<sub>一</sub>下、俗号<sub>二</sub>手搔大門<sub>一</sub>、去<sub>二</sub>門内<sub>一</sub>一計丈巽方有<sub>二</sub>小丘<sub>一</sub>、高五計丈、寺家先是相对敷<sub>二</sub>広筵<sub>一</sub>、其上敷<sub>二</sub>高麗端疊<sub>一</sub>一枚、供<sub>二</sub>錦端半帖<sub>一</sub>、上皇被<sub>レ</sub>訪<sub>二</sub>由緒、無<sub>二</sub>知子細<sub>一</sub>之者、召<sub>二</sub>大弁藤原朝臣<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>尋<sub>二</sub>問<sub>一</sub>之、奏云、本願聖武天皇先於<sub>二</sub>此小兵前<sub>一</sub>、礼<sub>レ</sub>寺拜<sub>レ</sub>佛、因<sub>レ</sub>兹、宇多門融<sub>二</sub>円融等<sub>一</sub>禪定法皇幸<sub>二</sub>此寺<sub>一</sub>之時、同於<sub>レ</sub>此礼<sub>二</sub>大佛<sub>一</sub>、仍所<sub>レ</sub>供歟、右大臣即<sub>レ</sub>口奉<sub>二</sub>此旨<sub>一</sub>、左右持<sub>レ</sub>疑、遂下御礼<sub>二</sub>大佛<sub>一</sub>、着<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>合掌、无<sub>二</sub>礼拜之儀<sub>一</sub>

【円融上皇】

酉刻、到<sub>二</sub>東大寺<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>西南中外<sub>一</sub>下<sub>二</sub>御車<sub>一</sub>、門内東南<sub>二</sub>計大<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>一堆処<sub>一</sub>、掃部所鋪<sub>二</sub>小筵一枚<sub>一</sub>、其上供<sub>二</sub>御半疊<sub>一</sub>、法皇着<sub>レ</sub>之、向<sub>二</sub>巽三礼<sub>一</sub>、観者攬<sub>レ</sub>涙、詢<sub>二</sub>于寺之長老<sub>一</sub>曰、本願聖王<sup>〔皇〕</sup>、礼<sub>二</sub>寺護法<sub>一</sub>之処是也

まず、白河は、前日二月二十二日に東大寺に到着し、翌二十三日に、同寺内にある小丘に赴き、毘盧遮那仏の方向に礼拝を行っている。この礼拝の場所は、寺側により高麗端・錦端の畳を用意され、白河がその理由を尋ねると、伺候の者はその由来を知らず、同寺の者から、聖武天皇や宇多・円融等の禪定法皇の礼拝した場所であると聞いている。対して、円融は、三月二十一日に東大寺西南門に到着後、まず、小高い場所（一堆処）に移動し、掃部所により小筵・半畳を用意された同所において礼拝の儀を執り行っている。礼拝の儀について、白河の場合は、前の太上天皇・

上皇の先例を東大寺側から促されて行っている。円融の場合は、近臣・東大寺側両方から促され三礼を行ったと思われる。二人の礼拝は、誰によって重視されていたのか相違はあるものの、白河による毘盧遮那仏への礼拝の儀について、伺候した者達の心境を、『寛治二年高野御幸記』には「不<sub>レ</sub>図今日復見三代傾首之旧儀」と記されている。白河は、円融をはじめ他の聖武・宇多の先例を模倣したといえる。

両院は、礼拝の儀以降、白河は、高野山へ出立し、円融は、東大寺戒壇院にて受戒している。その後、帰りの行程も、同じである。

#### 【白河上皇】

午<sub>レ</sub>剋、至<sub>二</sub>泉川邊、編<sub>二</sub>船<sub>一</sub>二艘、昇<sub>二</sub>居御車、扈<sub>レ</sub>從之輩騎馬渡<sub>レ</sub>之、至<sub>二</sub>蟹幡川邊、或<sub>レ</sub>企<sub>二</sub>競馬、或<sub>レ</sub>独馳<sub>レ</sub>之、貴賤老小莫<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>從<sub>レ</sub>之、至<sub>二</sub>祝園邊、右衛門督源朝臣着<sub>二</sub>布衣、參<sub>レ</sub>向、又<sub>二</sub>贄治池邊、左衛門権佐為房參<sub>レ</sub>來、着<sub>二</sub>解冠、率<sub>二</sub>郎從<sub>一</sub>耀<sub>二</sub>路頭、須臾御<sub>二</sub>宇治<sub>一</sub>

#### 【円融上皇】

於<sub>二</sub>和泉河辺過、雲雨忽霽、檢非違使又候<sub>二</sub>御船、午時、到<sub>二</sub>贄沼池邊、僧正、新爾池北架以<sub>二</sub>別居、(中略)未時、御<sub>二</sub>出宇治河、御船如<sub>レ</sub>初

白河は、前日の三十日未時、慶信の房東南院に到着し、膳・宿所の場所としている。翌三月一日、東南院を出発し、木津川を渡舟、蟹幡・祝園・贄治池を経由して宇治に到り帰京している。円融は、受戒後、二十三日卯時に東大寺を出発、木津川に到り檢非違使に船を用意させ、昼頃に贄沼辺りに到着し、僧正(寛朝)の別荘に寄り、未時に、宇治河を渡舟し帰京している。両上皇とも同じ工程を辿っている。

以上、白河・円融上皇の行程をみると、出発から東大寺に到るまで、また東大寺から帰京するまで同行程を採用している。また、白河は、東大寺に到るまで、宇治にて馬を褒美、及び、東大寺礼拝の儀は、円融に倣って先例としたと想定される。行程について、平安時代の高野山に到るルートは、白河の宇治から南都を経由、さらに南下し紀ノ川

を渡り、高野山に到る方法だけではない。淀川で乗船し摂津・和泉・河内等を巡行する手段も存在する<sup>③</sup>。では、なぜ、白河は、円融の行程・東大寺参詣を採用したのであるのか。

## 2 円融上皇と寛朝の関係

ここで、円融上皇の受戒を中心に彼の僧俗関係について着目したい。円融は、東大寺以外でも戒を授かっている。最初、寛和元年（九八五）八月に落髪し受戒、その後、東大寺戒壇院受戒、永延二年（九八八）十月、延暦寺廻心院受戒に到る。また、同年に円融寺・遍照寺、翌永祚元年は、東寺灌頂院において灌頂を受けている。

最初の受戒（出家）は、『小右記』寛和元年八月二十九日条に、「御薬事敷給間、又承<sup>三</sup>御出家事、悲歎申侍」とあり、円融は、出家時、病悩中であり、この時の受戒は、寛朝から十戒、余慶から三聚淨戒のみであった。次に、東大寺での受戒は、『御受戒記』三月二十二日条によると、「先和上僧正寛朝、羯磨権大僧都元果、教授権律師真喜。（中略）次、〔打〕ニ沙弥戒鍾<sup>④</sup>、即和上、羯磨、教授起座、從<sup>三</sup>北〔橋〕一經<sup>三</sup>下層、右繞、從<sup>三</sup>南橋一登<sup>三</sup>壇上、北面着座、沙弥戒畢。（中略）即戒者<sup>三</sup>拝給羯磨師<sup>三</sup>度、次、羯磨師大戒作法畢」とある。寛朝を和上（戒師）として（羯磨師元果・教授師真喜）、十戒・具足戒を授かっている。

二回にわたる受戒の経緯について、三橋正氏は、最初の受戒は、病気に悩まされた上で行った即席の受戒であり、正式な僧になるため、再度、東大寺において受戒をやり直したと指摘している<sup>④</sup>。さて、この二度の受戒に関わるのが寛朝である。寛朝は、別称、遍照寺僧正・広沢御房ともよばれ、宇多天皇の孫、敦実親王の子である。延長四年（九二六）に宇多法皇のもとで出家し、天曆二年（九四八）法皇の弟子寛空から伝法灌頂を受けている。康保四年（九六七）仁和寺別当となり、以後、東寺長者などを兼任した。東大寺受戒の時は、東大寺別当を務めていた<sup>⑤</sup>。

円融と寛朝は出家以前から関係を持っており、二人の関係は『小右記』から窺える。在位中は、天元五年（九八二）正月二十二日条に「今日於仁寿殿、寛朝僧正行<sup>三</sup>御修法<sup>二</sup>、同年五月十日条には、「仰云、以<sup>三</sup>寛朝<sup>二</sup>可<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>修<sup>三</sup>孔

雀経法者、両度進「仰事」と、この二つの記事はともに密教儀礼を寛朝に委ね修法している。特に、五月十日条は「両度進「仰事」と、円融は重ねて発言していることから、円融・寛朝の関係は既に親密であったと想定できる。

そして、讓位後、上皇になってからも、永観二年（九八四）十月二日条には、「参院（円融上皇）、執御修法阿闍梨□定寛朝」とあり、御修法を寛朝に修させている。同年十月二十七日条では、「此間先令修御諷誦信乃布、於仁和寺、御陵御誦経也、連御使、被候僧正寛朝。次被修円融寺、信乃百端、先是立輦積布、出御南方御座、召公卿於簀子敷、寛朝儲粉熟」と、円融の村上山陵御幸に際し、仁和寺にて御陵の御諷誦を、寛朝に修させている。また、これら法会以外の関係として、先の二十七日条に、村上山陵御幸を終えた上皇は、仁和寺にいる寛朝のもとへ赴いている。

翌年、正月十四日条は、「寛朝僧正儲饗饌、召公卿於御前」とあり、円融寺御幸は同寺にて饗饌を儲け、三月十六日条には、「於寛朝僧正所領広沢山庄供朝膳了、覽仁和寺、次御円融寺」と記されている。西山花見御覧の折に広沢山庄にて朝膳を寛朝自ら用意している。朝膳の後、円融寺にも立ち寄っている。同寺は、永観元年（九八三）に仁和寺の境内東北方（現在の竜安寺周辺）にあった寛朝の私房に創建された円融の御願寺である。讓位後、さらに親交を深め御願寺の造営に到ったと考えられる。

両者の関係はさらに続く。師弟関係を結んだ寛和元年最初の受戒以降は、『百鍊抄』同年九月十九日条に、「太上法皇自堀川院遷御円融院、前駆僧十人、僧正寛朝候御車後、上達部已下供奉」とあり、法皇は、円融寺に移居し、この時も随行している。そして、『小右記』永延二年二月三日条には、「次参院（円融法皇）、於御前覽大唐、高麗各五舞、（中略）大僧正（寛朝）同候之」と記され、大唐・高麗楽各五舞を御覧の際にも招かれている。さらに、同年八月二十一日条では、「統参院（円融法皇）、未時許渡御大僧正（寛朝）広沢房」とあり、寛朝のいる広沢御房に赴いている。翌永祚元年四月二十九日条は、「参院、左大臣・左大将・春宮権大夫・余候御齋食座、大僧正（寛朝）及僧等侍臣同候」とみえる。円融の生母である藤原安子国忌のため、御齋食が実修され、寛朝も同候している。また、正暦元年

(九九〇) 十二月廿九日条は、「未時許参<sub>レ</sub>院、御葉未<sub>二</sub>令<sub>一</sub>減給、戌時許移<sub>二</sub>御大僧正<sub>一</sub>(寛朝)房、按察大納言・余候矣、大僧正被<sub>レ</sub>候、從<sub>二</sub>今夜<sub>一</sub>内及皇太后宮奉<sub>二</sub>為法皇<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>御修法<sub>一</sub>」<sup>2</sup>とあり、円融は、病悩により寛朝の房に移御している。

### 3 円融・白河の皇位継承について

なぜ、円融と寛朝は、親密な関係を築き上げるに到ったのであろうか。それは、円融の皇統継承にあると考えられる。当時の皇統の系譜には、冷泉系と円融系の両統を有していた。円融は、天元三年(九八〇)に、詮子(兼家娘)の間に、第一皇子懐仁親王(一条天皇)を儲けた。しかし、天元五年(九八二)、中宮嬪子(兼家娘)崩御の後、空白となった中宮は、詮子ではなく、皇子を持たない遵子(頼忠娘)を立てた。兼家は、円融・冷泉の二人に外祖父の関係をもち、頼忠は、冷泉院と外祖父の関係はなかった。その後、遵子は皇子を産むことなく、永観二年(九八四)、円融は子である懐仁親王の立太子を条件に讓位、兄冷泉院の子である花山天皇が即位した。<sup>6</sup>円融の一連の動向は、両統迭立を解消し、円融系の継承を確立するため、まずは、冷泉と関係を持たない頼忠を味方にしたものの、結果として、唯一の皇子、懐仁親王の外祖父である兼家との協調路線を選ばざるをえない状況であったと考えられる。円融の両統迭立解消を模索している中、兼家は、天元二年、天台座主良源のため、横川に恵心院を創建している。良源は、師輔(兼家父)とも親交を持っていた。横川は、師輔の大願を立てた場所である。それは、一家一門から后を出し、その後は皇子を生み、天皇の藩屏として永遠にこれを補佐するというものであり、藤原師輔・兼家親子は、比叡山と深い関係を保持するに到った。こうした経過から、円融は、冷泉と関係する兼家と一定の距離を保つため、藤原氏と関わりは少なく、宇多天皇の皇孫である、東密の寛朝に帰依したと思われる。<sup>8</sup>

次に、白河は何故、円融を先例にしたかを考察してみたい。まず、円融系の系譜に着目すると、円融以後の継承は、「円融―花山―一条―三条―後一条―後朱雀」である。円融系(ゴチック)・冷泉系と天皇は交互に継承される

も、後一条以降は、円融系の天皇が即位し、「後三条—白河」につながっていく。ただし、白河には即位できない情況を含んでいた。後三条の実子は、白河の他に実仁親王・輔仁親王も存在した。当初、後三条は、白河の後に、両親王を順に即位させる意向を持っていた。その意向は、延久四年（一〇七二）に表れる。後三条は、この年に譲位し白河は天皇に即位、合わせて二歳の実仁親王を皇太弟に立てた。よって、白河は、一代限りの中継ぎにすぎない即位であった。その理由として、白河の中宮賢子は、藤原師実の養女であった。後三条は、摂関家の外戚関係による平安中期の如く政治の復権に対する恐れを擁していたためである。また、白河には、自身の皇統継承と新たな両統迭立の危惧が存在した。ところが、白河は、応徳三年（一〇八六）に、実子善仁親王（堀河天皇）を立太子して踐祚した。後三条は、譲位の翌年に死去し、皇太弟であった実仁親王も応徳二年（一〇八五）に亡くなった。白河は自らの意思を実現する機会と捉え、堀河を即位させた<sup>10</sup>。つまり、寛治二年の高野山参詣の時期に自らの皇統継承・両統迭立という問題は解消した。こうした経緯から、白河は、自身の危機を円融に照らし合わせ、また、皇統継承を自覚したため、円融の行程や東大寺参詣を先例として模倣したのではなからうか。

## 注

- (1) 『御受戒記』は、『東大寺要録』九「太上法皇御受戒記〔円融院〕」（筒井英俊編『東大寺要録』全国書房、一九四四年）、及び、井上和歌子「東大寺文書『円融院御受戒記』—解題と翻刻—」（『南都佛教』八四、二〇〇四年）を参照した。なお、井上氏による『御受戒記』の解題・翻刻は、(1)東大寺図書館所蔵本（東大寺文書、薬師院文書の中の一書）をもとに、(2)彰考館所蔵本、(3)群書類従本、(4)『東大寺要録』所収本である。
- (2) 二月二十三日条には、禅定法皇の列挙に「宇多門融〔円融〕」と記されている。しかし、門融という名前の天皇は確認できない。何らかの誤字であろう。
- (3) 和多昭夫氏は、十一世紀から十二世紀の高野山参詣経路は、三コース確認できると述べている。第一に、治安三年（一〇二三）、藤原道長の参詣であり、往路は、宇治から大和諸寺を巡り、紀ノ川を経て高野山に詣で、帰路高野山から法隆寺・道

明寺を經由、四天王寺に到り、淀川遡行し帰京する方法、第二に、永承三年（二〇四八）、藤原頼通の参詣であり、往路は、淀から船行し住吉社を経て、和泉石津・日根野を經由して高野山に到り、帰路は、紀ノ川船行により、粉河寺・和歌浦を経て、日根野・四天王寺を經由し、淀川遡行し帰京する方法、第三は寛治二年の白河上皇の参詣方法である。和多昭夫「平安時代の高野山参詣記について」（『印度學佛敎學研究』一五二、一九六七年）五九〇～五九一頁。

(4) 三橋正「平安時代の信仰と宗教儀礼」（『続群書類従完成会』二〇〇〇年）七五八頁。

(5) 『御受戒記』に「此寺草創之後、堂閣屋舎頽毀有日矣、僧正寛朝自爲別當、致以修繕」とある。

(6) 目崎徳衛「貴族社会と古典文化」（吉川弘文館、一九九五年）一〇五頁。沢田和久「円融朝政治史の一試論」（『日本歴史』六四八、二〇〇二年）六一～七四頁。

(7) 平林盛得『人物叢書 良源』（吉川弘文館、一九七六年）一五三頁。

(8) 園田香融「平安仏教」（『体系日本史叢書』18 宗教史）山川出版社、一九七三年）七五頁。

(9) 元木泰雄「院政の内乱と展開」（元木泰雄編『日本の時代史』7 院政の展開と内乱）吉川弘文館、二〇〇二年）一四～二〇頁。本郷恵子「院政論」（『岩波講座 日本歴史』6 中世1）岩波書店、二〇一三年）三三～三四頁。

(10) 注(9)本郷氏、同頁。

### 三 中世成立期の寺社参詣と交通

羽根田柗稀

かつて戸田芳実氏は、「公家であり荘園領主である王朝貴族が、京都に集住しもっぱら都市的世界に生活しながら、全国の公領・荘園を遠隔支配するためには、都を中心にした人的物的交通運輸体系が備わっていなければならぬ」と問題を提起したことがある。都市と農村によって組み立てられた荘園制の枠組みを説明する方法として、それを下支えた交通形態に光を当てた、きわめて重大な指摘である。この提言を契機として、以来、都鄙間交通のみならず、在地と在地とを結ぶ交通や、列島の内外をもつなぐ交通の実態が解明されつつある。

以下では、戸田氏が注目したように、交通の「場」の観察・復原によって、交通がいかなる作用をもたらしたかという観点を重要視したい。なお、本章では、戸田氏による言及が比較的にならない高野参詣を対象とした。院政期の交通として特徴的な、貴顕による寺社参詣を検討することによって、この時代に固有の特質を考える手掛かりとした<sup>(3)</sup>。

三四

## 1 白河上皇と宇多上皇

高野参詣の道筋は、院政期に、二度にわたり変化したことが指摘されている<sup>(4)</sup>。たとえば、永承三年(一〇四八)、藤原頼通は淀で乗船し、石清水を経て大阪湾に至り、住吉社に詣でた後も水行、和泉の石津で下船した。その後は、熊野大道を陸行、日根野を経由して国境を越え、紀伊川を船で渡り高野政所から登山した。これ以後は、この「和泉路」が貴顕の高野参詣に利用された。

しかしながら、寛治二年(一〇八八)、白河上皇は新たに「大和路」を採用した。高野山へと向かう道中、深草と宇治を経由して木津で渡河、南都に至って東大寺と興福寺を巡った。東南院に宿泊した後には、大和盆地を南進し、火打崎から国境の真土山に移り、紀伊川を渡って高野政所に達し、徒歩で登山した。なお、これ以降、天治元年(一一二四)の鳥羽上皇などが「大和路」を踏襲した。

ところが、白河の死後に新しく治天となった鳥羽上皇は、長承元年(一一三二)、高野山への途次に、四天王寺へ立ち寄った。熊野大道を進み住吉社に詣でた後は、和泉の堺から河内へ折れ、国境の「紀伊御坂」(紀見坂)を越えて高野山に登った。この「河内路」が、仁安四年(一一六九)の後白河上皇、建永二年(一一〇七)の後鳥羽上皇、正嘉元年(一二五七)の後嵯峨上皇、正和二年(一二三三)の後宇多上皇へと踏襲される道程となった。この巡路は近世の「西高野街道」の前身にあたる。

さて、鳥羽の初度の参詣は、天治元年(一一二四)に白河院政の下で行われた。祖父たる白河の圧倒的な影響力

は、これを記録した『天治元年高野御幸記』に「これ寛治の例なり」などの文句として垣間見ることができる。

天治の参詣は、『寛治二年高野御幸記』を手引きとして作り上げられたと思われる。幾度となく繰り返し返される「寛治の例」という強烈な基準によって明らかかなように、参詣にともなう旅程や調度品、さながら一挙手一投足までもがきわめて忠実な再現であった。讓位直後という時機の符合を鑑みても、寛治の故実をかくも忠実に再現させた人物は、白河その人であっただろう。換言すれば、『天治元年高野御幸記』を座右に置きながら、『寛治二年高野御幸記』を読み解くことさえ可能なのである。

この寛治二年の高野山参詣を皮切りに、讓位直後の白河は、同四年に熊野へ、同五年には再び高野山、同六年には金峯山へと足を運んだ。この一連の動向を、小山靖憲氏は、宇多上皇の顕彰、再現を意図したものとみている。<sup>6)</sup> たしかに、『寛治二年高野御幸記』には表れないものの、白河は宇多を意識していたと思われる。たとえば、孫の宗仁親王（鳥羽天皇）が生まれたときの様相を、『中右記』康和五年（一一〇三）正月十七日条にのぞいてみよう。

又聞、上皇御感之餘已及<sub>レ</sub>落涙、其理可<sub>レ</sub>然歎、天皇・法王<sub>皇</sub>・孫皇子三代相並、延喜聖代御時、宇多院以後、全以無<sub>レ</sub>如此例、聖代勝事今在<sub>レ</sub>此時、誠是為<sub>レ</sub>朝為<sub>レ</sub>世、衆人感歎者

これによると、白河は感激のあまりに涙を流し、喜びを隠せなかつたという。なぜならば、皇位継承者の存在こそ、天皇の安定的な政治に不可欠だからであった。上皇・天皇・東宮の直系三代が同時に並び立つ白河の理想は、宇多上皇・醍醐天皇・保明親王の時代以来、長らく絶えており、次のような混乱もあり、むしろ後景に退いていた感さがある。

嵯峨上皇の死の直後に発生した承和の変の要因は、嵯峨系と淳和系との「両統迭立」に求められる。変後には仁明、文徳と直系継承が実現したものの、文徳の死によって九歳の幼帝、清和が出現した。さらに、清和の子、陽成天皇が皇位を追われるや、群臣の推挙によって光孝天皇が登場、皇統が大きく移動することになった。在位わずかにして光孝が死去した後には、臣籍に降下していた宇多が空前の登極、醍醐天皇の即位にあたり、宇多は藤原時平と菅原

道真に醍醐の補佐を委ねるも、道真は醍醐によって大宰権帥に左遷された。ここに激動の九世紀はようやく幕を閉じ、しばしの安定を迎えた。しかし、十世紀後葉、安和の変の結果として再来した冷泉系と円融系とによる「両統迭立」は、直系継承の崩壊とともに、他方では藤原兼家の抬頭を招いて摂関政治を出現させた<sup>7)</sup>。

これらの経過は、白河・堀河系と弟実仁・輔仁系との「両統迭立」招来を惹起させる恐れがあるため、白河にとって好ましいものではなかった。中継ぎとしてその歩みを進めた白河は、後三条の遺志に反し、みずからの直系による継承を切望していた<sup>8)</sup>。そのため、孫皇子の誕生を待ち望み、念願がかなってひどく高揚、宗仁はこの年ただちに立太子された。白河が描いた理想像は現実のものとなりつつあった。

白河から聞かされていたのであるうか、『白記』康治元年(一一四二)五月十六日条によると、鳥羽は藤原頼長に対し、白河が直面した皇位継承の危機を次のように語ったことがわかる。

朕未<sup>レ</sup>生以前、故堀川院被<sup>レ</sup>疾(病也)、天下帰<sup>ニ</sup>心於<sup>三</sup>三宮(輔仁親王)、故白川院深歎仰云、朕雖<sup>レ</sup>出家<sup>ニ</sup>未<sup>ニ</sup>受戒<sup>一</sup>、又不<sup>レ</sup>名<sup>ニ</sup>法名<sup>一</sup>、若陛下不<sup>レ</sup>禱<sup>神</sup>之事者、重祚有<sup>ニ</sup>何事<sup>一</sup>乎

堀河天皇が大病を患ったとき、貴族社会の動向は輔仁の即位に傾き、白河が描いた構想は破綻の危機に瀕してしまった。白河はこのとき、堀河が万一にも死んでしまったならば、みずからが重祚すると宣言したらしい。後三条の遺志にかなない弟輔仁が皇位に就くことの弊害をひどく恐れた一面とともに、白河の直系継承に対する堅固な意志をうかがい知ることができる<sup>9)</sup>。

以上のように、理想の皇位継承を実現すべく、宇多を追い、南方への寺社参詣を繰り返すことによって、白河が宇多にあやかろうと試みた可能性を指摘したい。

## 2 京都と南都を結ぶ道

鳥羽上皇による天治元年(一一二四)の高野参詣のなかには、必ずしも「寛治の例」という故実に依拠しない箇所

がある。たとえば、『寛治二年高野御幸記』二月二十二日条が書き留めた、白河の出京までの行路を追ってみよう。

大駕出<sub>二</sub>西門<sub>一</sub>、經<sub>二</sub>郁芳門大路<sub>一</sub>到<sub>二</sub>洞院東大路<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>七条大路万里小路<sub>一</sub>到<sub>二</sub>九条大路<sub>一</sub>。

井上満郎氏によれば、この時期、白河上皇は大炊殿に滞在していたという<sup>⑩</sup>。したがって、白河の歩みは、大炊殿の西門を出るところから始まったと思われる。『中右記』長治元年（一一〇四）十二月二十六日条によれば、大炊殿とは大炊御門北・東洞院西に位置する邸宅であったことがわかる。また、郁芳門大路は大炊御門大路に、洞院東大路は東洞院大路に相当するだろう。したがって、大炊殿を起点として、大炊御門大路を東進、東洞院大路を南に下り、七条大路で東に折れ、万里小路を南進した。そして、九条大路を経て渡河した後、深草方面へ向かって歩みを進めた。

それでは、『天治元年高野御幸記』十月二十一日条が記す、鳥羽の出京までの行路はどうであろうか。

大駕出御<sub>一</sub>北折自<sub>二</sub>姉小路<sub>一</sub>東行、自<sub>二</sub>鳥丸<sub>一</sub>南行、自<sub>二</sub>三条大路<sub>一</sub>西折、至<sub>二</sub>大宮大路<sub>一</sub>更南折、至<sub>二</sub>七条大路<sub>一</sub>又西折、自<sub>二</sub>朱雀大路<sub>一</sub>更南行、經<sub>二</sub>作路御<sub>一</sub>自<sub>二</sub>鳥羽<sub>一</sub>。

これよりさきの十五日、すでに鳥羽上皇は三条殿にて精進を始めていた。この三条殿は、三条北・鳥丸西に立地し、のちに三条西殿と呼びならわされる邸宅である<sup>⑪</sup>。したがって、三条殿を起点に、姉小路を東に向かい、鳥丸小路で南に折れ、三条大路を西進、大宮大路を南下し、七条大路を西に取った。朱雀大路に到って南へ下り、そのまま鳥羽作道を直進して鳥羽殿に達した。

白河も鳥羽も共通して、左京を南下した後七条大路を利用したことがわかる。大村拓生氏によれば、中世前期の左京七条以北は、天皇の里内裏が所在しただけでなく、都市民衆の生活の場として発展していたため、天皇家や摂関家の行列を見せるに相応しい地域であったという。さらに、行列の進路は、左京七条以北を練り歩いた後、朱雀大路を南下して出京することが一般的であったと指摘している<sup>⑫</sup>。たしかに、天治の鳥羽の行路は、大村氏の指摘に合致している。また、『御堂関白記』寛弘四年（一一〇七）八月二日条によれば、金峯山を参詣した藤原道長も、朱雀大路を下り羅城門をくぐって出京したことがわかる。天元三年（九八〇）に倒壊し、その後は再建されることがなかった

という羅城門の跡地には、なおも平安京の玄関としての觀念が存在していたのであろう。

しかしながら、寛治の白河は、全体に左京を南東方向へ進んだ感がある。また、出京後には深草に立ち寄って宇治へ向かったため、朱雀大路を經由した形跡がない。

帰京時もまた同様である。高野山から白河が帰京する三月一日、藤原師通は白河を出迎えるべく、宇治へ往復した。このとき、師通は白河と同じ道筋をとったと考えられるため、その道筋を検討したい。まず、『後二条師通記』寛治二年（一〇八八）三月一日条をみてみよう。

辰剋許參宇治泉殿、先置御燈<sup>見カ</sup>、九条末有云々、着冠直衣也、九条辺騎馬云々、京中申剋許入給<sup>上皇</sup>□

これによれば、師通は「九条」を通ったことがわかる。つぎに、同じ日の『寛治二年高野御幸記』によると、南都を発った白河は「泉川」（木津川）を渡り、「蟹播川原」、「祝園」、「贄治池」（贄野池）と北上して宇治に到着した。宇治での様子は、「先<sup>レ</sup>是、大僧正覚円泉房、摂政、豫儲饗饌奉<sup>レ</sup>待<sup>二</sup>上皇、依<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>御燈事、不<sup>レ</sup>御<sup>二</sup>寺中<sup>一</sup>之故也」と記録されている。摂政とは藤原師実であり、師通は父に同行して宇治へ赴き、多くの公卿らとともに白河を歓待した。その後は、「未剋、到<sup>二</sup>九条大路、内大臣前駟」と記録されているように、内大臣の師通が前駟を務め、九条大路を利用して宇治から帰京したことがわかる。したがって、朱雀大路やその延長たる鳥羽作道を經由した可能性は低い。

### 3 高野山と河内長野

鳥羽上皇が新たに「河内路」を設定したことによって、にわかには大きな影響を受けた地域がある。たとえば、河内国南部に位置する長野が、京都と密接な関係を有すようになった。長野は紀伊国境にも近く、近年では「奥河内」と形容されることもある。しかしながら、遠隔で人里離れた山奥深いイメージとは相反して、十二世紀中葉以降、京都の権門とつながるとともに、新たな町場が形成され始めていた。国境の「紀伊御坂」（紀見坂）を越えて高野山に向かう道筋が長野を經由したためである。

まず、『山槐記』保元三年（一一五八）九月二十八日条をみてみよう。花山院忠雅と中山忠親の兄弟は、死んだ母の納骨のために高野山へ出立したが、その行路に位置づけられていた。

自去夜半許雨降、今日可着政所也、件路頗遠遺、仍殊夜深令立天王寺給、然間甚雨如注、晴天迷路、共人或来、或不来、夜中過三許里、猶夜不曙、仍於大野々口辺暫待天曙過野、已刻於長野或田屋餼、即出件、申刻着政所、今日予駕輿、依雨構油单屋形、納言殿同之、自昼餼所至于政所頗險路也、有紀伊御坂山嵩峯入雲、龍蹄失蹄者也、政所前有河、号紀御河、于時步渡也、然内供被進船、小船二艘組之、其上敷板、中綱二人着之、今夜宿政所

まだ夜も明けぬ天王寺を出発した忠親らの一団は、雨が烈しく降るなか、高野山をめざして歩みを進めた。月明かりも届かず視界が悪い闇夜、雨音に掻き消されて同行する人びとの声さえ聞きとれなかった。道に迷ったり一行とはぐれてしまったりと散々な目に遭った忠親は、河内の大野口に留まって太陽を待ちわびた。長野に達して昼食をとったものの、なお雨脚は強く、険峻な山道はどうにか乗り越えることができた。紀伊川を渡り、ようやく高野山への入り口である政所に到着したころには、時すでに夕刻となっていました。

この旅の復路はどうであろうか。『山槐記』保元三年（一一五八）九月三十日条をみてみよう。

天晴、未明出中院、已刻着政所、路次人夫遅来、仍予献力者於納言御方、予騎馬、于時雨降、酉刻着長野、甚雨如注、今夜宿此所也

未明に下山を始めた一行は、昼前に高野政所に到った。人手が足りず騎馬で移動することになった忠親は、国境の山越えに挑もうとするや、またも雨に見舞われた。どうか日没までには長野に到着できたが、なお雨は止まず、長野に宿泊した。

以上のように、四天王寺と高野山とを結ぶ道筋に立地する長野は、京都の貴族のランドマークであった。夜明け前に天王寺を出発すると、夕暮れまでに高野政所に到着することができた。長野にさしかかる昼頃には、この地で休息

をとることができた。反対に、未明に高野山を下り始めると、その日のうちに長野まで到達することができた。

さらに、十二世紀後葉には、長野に近接する河泉国境近くに成立した金剛寺が、八条院祈禱所に指定されたことが指摘されている。<sup>13)</sup> 京都の貴顕と結びついた金剛寺の開創は、河泉国境の山なみを越えて長野から高野山に向かった和泉出身の僧阿観であった。このような和泉上方と河内南部とを結ぶ在地の往来も忘れてはならない。

人びとが行き交う道と人びとが集う場所は、分かちがたく連動している。

## 注

- (1) 戸田芳実「東西交通」(『歴史と古道―歩いて学ぶ中世史―』人文書院、一九九二年、初出一九七八年)。なお、これに関連して、戸田芳実「王朝都市論の問題」(『初期中世社会史の研究』東京大学出版会、一九九一年、初出一九七四年)、戸田芳実「王朝都市と荘園体制」(『初期中世社会史の研究』東京大学出版会、一九九一年、初出一九七六年)などを参照のこと。
- (2) たとえば、大石直正「地域性と交通」(『岩波講座日本通史7 中世1』岩波書店、一九九三年)、柳原敏昭「中世の交通と地域性」(『岩波講座日本歴史7 中世2』岩波書店、二〇一四年)、木村茂光・湯浅治久編『生活と文化の歴史学10 旅と移動―人流と物流の諸相―』(竹林舎、二〇一八年)。
- (3) なお、院政期の寺社参詣にかんしては、戸田芳実『中右記―躍動する院政時代の群像―』(そして、一九七九年)、黒田俊雄『寺社勢力―もう一つの中世社会―』(岩波書店、一九八〇年)、戸田芳実『歴史と古道―歩いて学ぶ中世史―』(人文書院、一九九二年)、戸田芳実編『中世の生活空間』(有斐閣、一九九三年)、戸田芳実『中世の神仏と古道』(吉川弘文館、二〇一〇年、初出一九九五年)、河音能平『大阪の中世前期』(清文堂出版、二〇〇二年)などを参照のこと。
- (4) 堀内和明「中世前期の高野参詣とその巡路」(『日本歴史』六一九、一九九九年)。
- (5) 『群書類従 第三輯』(統群書類従完成会、一九三三年)。
- (6) 小山靖憲『熊野古道』(岩波書店、二〇〇〇年)。
- (7) 北山茂夫『日本の歴史4 平安京』(中央公論新社、二〇〇四年、初出一九六五年)、土田直鎮『日本の歴史5 王朝の貴族』(中央公論新社、二〇〇四年、初出一九六五年)、保立道久『平安王朝』(岩波書店、一九九六年)、保立道久『日本の歴史

3 平安時代(岩波書店、一九九九年)。

(8) 竹内理三『日本の歴史6 武士の登場』(中央公論新社、二〇〇四年、初出一九六五年)、石井進『院政時代』(『石井進著作集3 院政と平氏政権』岩波書店、二〇〇四年、初出一九七〇年)、本郷恵子『院政論』(『岩波講座日本歴史6 中世1』岩波書店、二〇一三年)。

(9) なお、このエピソードは『愚管抄』にもみえる。大隅和雄訳『愚管抄 全現代語訳』(講談社、二〇一二年、初出一九七一年)、大隅和雄『愚管抄を読む―中世日本の歴史観―』(講談社、一九九九年、初出一九八六年)などを参照のこと。

(10) 井上満郎『院御所について』(御家人制研究会編『御家人制の研究』吉川弘文館、一九八一年)。

(11) 古代学協会・古代学研究所編『平安京提要』(角川書店、一九九四年)。

(12) 大村拓生『儀式路の変遷と都市空間』(『中世京都首都論』吉川弘文館、二〇〇六年、初出一九九〇年)。

(13) 川合康『河内国金剛寺の寺辺領形成とその政治的諸関係―鎌倉幕府成立期の畿内在地寺院をめぐる寺僧・武士・女院女房―』(『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房、二〇〇四年、初出一九九〇年)。なお、金剛寺にかんしては、このほかに、市沢哲『鎌倉後期の河内国金剛寺―仏智房阿闍梨清弘の登場と退場―』(『日本中世公家政治史の研究』校倉書房、二〇一一年、初出二〇〇三年)、堀内和明『河内金剛寺の中世的世界』(和泉書院、二〇一二年)などを参照のこと。

#### 四 検非違使と「橋」

手嶋大佑

『寛治二年高野御幸記』二月二十二日条には、次のような記述がある。

至<sub>二</sub>泉河辺<sub>一</sub>、近<sub>二</sub>曾雨沢頻降<sub>一</sub>、水勢漫々。先<sub>レ</sub>是、検非違使等編<sub>二</sub>小船四艘<sub>一</sub>。昇<sub>二</sub>居御車<sub>一</sub>、公卿等候<sub>二</sub>此船<sub>一</sub>。又設<sub>二</sub>船小々<sub>一</sub>、宛<sub>二</sub>雑人等料<sub>一</sub>。

これによると、白河上皇の高野御幸に先立って、検非違使が「泉河」に「小船四艘」を編んだことが知られる。「編<sub>二</sub>小船四艘<sub>一</sub>」とは、浮橋を設置することだと理解される。また、二十四日条には、

檢非違使左衛門<sub>(主殿)</sub>府安倍頼重參向云、大和河水勢泛溢。仍<sub>レ</sub>国司儲<sub>二</sub>御船<sub>一</sub>、又<sub>レ</sub>檢非<sub>(主殿)</sub>使作<sub>二</sub>仮橋<sub>一</sub>渡<sub>二</sub>雑人等<sub>一</sub>(中略)至

三 大和河辺、檢非違使左衛門府生多佐良構<sub>二</sub>仮橋<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>里木<sub>一</sub>作<sub>レ</sub>之、以<sub>二</sub>小竹<sub>一</sub>敷<sub>レ</sub>上。又編<sub>二</sub>小船<sub>一</sub>昇<sub>二</sub>載御車<sub>一</sub>、公卿以下自<sub>レ</sub>橋渡<sub>レ</sub>之。

とあり、檢非違使は大和河の状況を伝え、「仮橋」を作り、「小船」を編んでいた。御幸に際して、檢非違使は「橋」の設置を担当していたのである。本章では、行幸・御幸の際の「橋」の設置という檢非違使の行為に注目し、多少の考察を加えてみたい。

## 1 檢非違使と「路次」整備

「橋」を設置するのは檢非違使である。このことは、前掲記事だけでなく、嘉保二年（一〇九五）の石清水行幸の際、行事檢非違使の宮道式賢と清原忠重が淀の「浮橋」を担当した事例（『中右記』嘉保二年三月二十六日条）、天治元年（一一二四）の鳥羽上皇の高野御幸の際、檢非違使右衛門少尉平正弘が「浮梁行事」に任命された事例（『高野御幸記』天治元年十月二十三日条）等からも窺える。

ではなぜ、檢非違使は「橋」を設置するのだろうか。これについて考える時、中原俊章氏の研究は参考になる。中原氏は、檢非違使と「河」「路」の関係を検討し、檢非違使の役割の一つに路作（道の整備）があり、「檢非違使は、行幸や他の行事の折「道」の整備を行う任務が与えられていたのであるが、それは人夫を集めたり、刀禰などを指揮して船を準備したり、橋をかけたことであつた」と述べる<sup>(2)</sup>。たしかに、寛治二年の白河上皇の高野御幸の時も、「先<sub>レ</sub>是、檢非違使雖<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>催<sub>二</sub>作路次<sub>一</sub>」（二十三日条）とあつて、檢非違使が「路次」の整備を務めたことが知られる。すると、先に見た「泉河」に「編<sub>二</sub>小船四艘<sub>一</sub>」んだり、大和河に「仮橋」を設置したりする檢非違使の行為は、高野御幸の「路次」整備の一環だと理解される。

なお、檢非違使が「路次」の整備を担当した理由は、檢非違使が、掃除（キヨメ）によつて穢を管理する立場にあつたからであり、道を掃除し穢を払い、清浄に保つたためであつた<sup>(3)</sup>。

## 2 「路次」整備にかかる費用

検非違使が「路次」整備を担当することは、道の掃除（キヨメ）以外にも、労働力や費用を円滑に確保するという点でも有効であったと考えられる。「路次」の整備にかかる費用は、通常、諸国が分担して負担したものと理解される。例えば、承徳元年（一一〇九七）の春日社行幸に際する「路次」の整備費用は、『中右記』承徳元年二月十日条から、次のように割り振られたことが知られる。

### 路次作次第

左京職從皇居閑院北二条、朱雀南行 四条以北 右京職朱雀大路四条以南、至三九条

山城從九条南、至桂河南岸

本和泉所課、今度相替也

紀伊從桂河南岸、至桶爪橋南小路

件国所課道甚檢難也、可レ充大國一敷

本紀伊国所課

和泉從桶爪橋南小路、至淀川

近江從淀川、至奈良河原八幡宮御領畠垣

新司勤レ

但馬從八幡宮御領畠南、至薦集寺大門南河岸 摂津從件寺南門前川岸、至土師河北岸

可レ充丹波也

河内從土師北岸、至大和界 大和從国界、至社頭

浮橋国々、作道国不可レ充浮橋一敷

淀河百丈播磨十七丈、伊与十七丈、讚岐十七丈、美作十三丈、備前十二丈、備後十二丈、安芸十二丈

桂河廿三丈淡路五丈、土左六丈、長門五丈、阿波七丈

また、本章冒頭で引用した記事によると、寛治二年の高野御幸の際、大和国司が「御船」を準備し、検非違使多佐

良が「御船」―「小船」を編んで浮橋を設置していた。このように、「路次」の整備費用は諸国が分担して負担するものであったと理解される。

しかし、その費用を確保することは容易ではなかった。前掲『中右記』によると、大和国は、山城国との国境から春日社頭までの「路次」の整備費用を負担することになったが、『中右記』承徳元年三月十九日条には、

大和国道作間、拒捍使檢非違使志多佐良申文申<sub>三</sub>上卿<sub>二</sub>処、付<sub>二</sub>為房<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>申<sub>三</sub>大殿<sub>二</sub>者へ法成寺領・高倉一宮領・大僧都領、致<sub>レ</sub>所<sub>二</sub>澁<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>作道<sub>二</sub>之故也

とあり、法成寺領・高倉一宮領・大僧都領の人々の対捍に遭い、「作道」することができない状況になっていたことが知られる。費用を徴収する際、徴収される側からの抵抗が起りやすかったのである。このことは、次の伊勢群行の事例からも窺える。『中右記』天治二年(一一二五)九月一日条には、

未時許參院。付<sub>三</sub>頭弁<sub>二</sub>奏<sub>一</sub>聞兩条。近江・伊勢国司申、群行雜事國中庄、成<sub>三</sub>対捍<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>叶<sub>一</sub>之間、一定及<sub>三</sub>欠怠<sub>二</sub>、於<sub>レ</sub>今者無<sub>三</sub>治術<sub>一</sub>者。仰云、早遣<sub>三</sub>檢非違使等下部<sub>二</sub>令<sub>三</sub>催濟<sub>一</sub>。又申云、行事檢非違使正弘・明兼等也。以<sub>三</sub>二人<sub>二</sub>遣<sub>三</sub>兩国<sub>一</sub>、近江へ正弘・伊勢へ明兼。仰云、件兩人且可<sub>レ</sub>仰下者。則以<sub>三</sub>消息<sub>二</sub>下<sub>三</sub>知別当<sub>一</sub>了

とあり、齋宮の伊勢群行に際して、近江国と伊勢国は、群行にかかる費用を国内の庄園から徴収しようとしたが、庄園側の対捍に遭い、徴収することができなかった。ただ、この事例で注目したいことは、その対応策として、檢非違使の平正弘を近江国に、中原明兼を伊勢国に派遣し、費用を徴収しようとしたことである。上横手雅敬氏は、檢非違使の地方派遣の事例分析から、檢非違使が「権勢家と地方有力農民との結びつきによる国司への圧迫を排除し、国司の徴税を側面から援助することも多かった」と述べる。檢非違使のこうした職務に注目すれば、「路次」の整備を檢非違使が担うことは、円滑に「路次」の整備費用を確保するという点において意味あるものであったと考えることができるだろう<sup>5)</sup>。

ただし、承徳元年の春日社行幸の事例では、「拒捍使檢非違使志多佐良」は円滑に徴収を行えていないので、必ず

しも「路次」整備担当の検非違使に強力な徴収権があったとは言えないが、費用の確保において、検非違使の果たした役割が小さくなかったことは言えると思う。

### 3 検非違使と「橋」

行幸・御幸における「橋」の設置が「路次」整備の一環であったならば、「橋」の設置にかかる労働力・費用の徴収にも、検非違使は関与していたものと考えられる。ここでは、検非違使と「橋」の関係について、経済的観点から考えてみたい。

#### 3-1 ① 担当検非違使の人選

まず考えたいことは、担当検非違使の人選についてである。この点は、労働力・費用の円滑な確保と密接に関係するものと思われるので、ここで扱うことにしたい。

『長秋記』大治二年（一一二七）十一月一日条には、

検非違使成国和河儲「竹橋」（二也）。伝聞依「河上小橋之構」、有国内大亡之愁云々（成国日来住「此国」、称「夫功」、号「橋料」、責「平民」、已庄園所得巨多云々）

とあり、大治二年に行われた白河上皇の高野御幸に際して、検非違使惟宗成国が大和国の河に「竹橋」を設置したことが知られ、この時、成国は、「夫功」「橋料」を徴収していた。

この事例において、まず注目されることは、「成国日来住「此国」「已庄園所得巨多」とある点である。ここから、検非違使惟宗成国は、日頃から大和国に居住し、庄園を多く所有する、大和国と関係の深い人物であったことが判明する。ここで、成国と大和国の関係について述べておきたい。両者の関係を考える時、成国が造東大寺主典に就いていたことは注目される。このことは、永久五年（一一一七）五月五日「検非違使序下文」（『朝野群載』卷十一）

の位置欄に、「造東大寺主典少志惟宗朝臣成国」とあることから知られ、永久三年(一一一五)十二月二十日「着駄勘文」(『朝野群載』卷十一)の位置欄にある「造東大寺主典少志惟宗、」も、成国のものと考えられる。おそらく、造東大寺主典の就任を契機にして、成国は大和国との関係を強めていったものと想定される。ただ、成国は検非違使として活動している以上、<sup>(6)</sup>彼の本拠は京にあつたと思われ、大和国とは、所領(庄園)の所有というかたちで関係を有していたと理解すべきである。したがって、前掲『長秋記』の「成国日来住此国」の記述からは、成国が「路次」整備のために、一時的に大和国に居住していた状況を読み取るべきであり、そうであるので、「日来」と表現されたのであろう。

ところで、先述したように、行幸・御幸における「路次」の整備にかかる労働者の動員・費用の徴収は、現地の抵抗によって、思うように進まない場合があつた。このことを考慮した時、大和国に権益を持ち、同国との関係が強い成国が、大和河の「橋」設置(大和国の「路次」整備)を担当した事実は重要だと考える。なぜなら、労働者の動員・費用の徴収を、成国のような者が行えば、現地の抵抗も少なく、円滑な徴収が行えると考えられるからである。この点を重視すれば、成国が大和国の「路次」整備を担当したことは偶然ではなく、成国と大和国の関係が考慮された結果だと理解できよう。類似の事例として、永承三年(一〇四八)の藤原頼通の高野参詣に際し、淀・山崎の刀祢・散所を指揮して船十一艘を準備した「検非違使右衛門志村主重基」<sup>(7)</sup>がいる(『永承三年高野山御参詣記』十月十一日条)。丹生谷哲一氏によると、重基は頼通の下家司であつただけでなく、山城国紀伊郡の郡司をも兼ねていた人物で、山城国の有力者であつた。<sup>(8)</sup>重基が船の準備を担当した大きな理由は、彼が頼通の下家司であつたからだと考えられるが、山城国の有力者であつたことも理由の一つであつたと想定されよう。

このように、「路次」整備の担当検非違使の人選では、検非違使と担当地域の関係が考慮されていたと考えることができる。なお、先の惟宗成国の場合、天治元年の鳥羽上皇の高野御幸の際も、検非違使として「路次并橋行事」に任命されており、大和河の状況を報告していることが知られるが(『高野御幸記』天治元年十月二十三日条)、これ

も、成国と大和国の関係が考慮された人選と捉えることができよう。

### 3-② 検非違使の得分

次は、「橋」設置（「路次」整備）における検非違使の得分について考えたい。ただし、このことを明確に示す史料は確認できなかったため、ここでは、可能性だけ述べることを予め断っておきたい。

まず、注目したいことは、成国が「竹橋」の設置に際して、「称<sub>二</sub>夫功<sub>一</sub>、号<sub>二</sub>橋料<sub>一</sub>、責<sub>二</sub>平民<sub>一</sub>」めたことである。成国のこの行動は、「竹橋」設置という公的業務を遂行するためであるが、これによって、大和国に「大亡之愁」が生じたことは注意しなければならない。ここから、成国は「夫功」「橋料」という名目のもと、自己の得分を確保するために、必要以上の徴収を行い、それによって、「大亡之愁」が起こったと考えることはできないだろうか。「前分」「勘料」「土毛」等の付加的徴収物は、制度的再編や減額策を受けつつも、平安時代を通して、下級官人の役人得分であり続けた<sup>8)</sup>。このような社会状況を背景に見るならば、検非違使が「橋」を設置する際に、「夫功」「橋料」と共に、付加的徴収を行っていたと想定することは可能であろう。

もう一つ、検非違使の得分になったと考えられるものは、設置した「橋」である。もっと具体的に言うると、「橋」を解体した際に出る材料である。先述した承徳元年の春日社行幸では、淀川と桂川に「浮橋」が設置されたが、『中右記』承徳元年四月二日条には、

春日行幸浮橋早可<sub>レ</sub>破之由、下<sub>二</sub>知行事検非違使保成<sub>一</sub>

とあり、行幸が終了した後、これらの「浮橋」は撤去されたことが知られる。撤去された「浮橋」が、その後どうなったのかは知る術は無いが、担当検非違使の得分になる場合もあったのではないだろうか。「橋」に使用された船や材木は得分になり得るものである。そのすべてが入ったわけではないにしても、その一部が検非違使の手元に入ると考えることは無理な推測ではないだろう。一つの可能性として指摘しておきたい。

以上、行幸・御幸における検非違使と「橋」に注目して検討を加えてみた。その結果として、①「路次」担当の検非違使の人選においては、検非違使が個人的に持つ地域との関係が考慮されたと思われること、②検非違使の得分としては、労働力・費用の徴収の際に付加的に徴収した物、そして、設置した「橋」を撤去した際に出る材木等が考えられることが指摘できると思う。②については、推測に依る部分が大きいが、今後の論点の一つになると考え、本章で述べることにした。

## 注

- (1) 『平安時代史事典』(角川書店)は浮橋について、「船を並べて上に板を敷いて架けた橋」と説明する。なお、『一遍上人絵伝』には「富士河」に架けた浮橋が描かれている。
- (2) 中原俊章「検非違使と「河」と「路」」(『ヒストリア』一〇五、一九八四年)。
- (3) 丹生谷哲一「検非違使とキヨメ」(『検非違使 中世のけがれと権力』平凡社、一九八六年、初出一九八〇年)。
- (4) 上横手雅敬「平安中期の警察制度」(竹内理三博士還暦記念会編『律令国家と貴族社会』吉川弘文館、一九六九年)。
- (5) 中原氏は、検非違使が「河」「路」の管理を担当する理由として、京職・国司が確保できなくなった公事(費用)を確保できなかった点を指摘している(中原俊章前掲注(2)論文)。
- (6) 例えば、成国は、弾正台・左右京職・検非違使に下された大治五年十月七日付太政官符を奉行している(『朝野群載』卷十一)。
- (7) 丹生谷哲一「山城国紀伊郡石原荘の形成をめぐる一―円性所領成立の一要因―」(『日本中世の身分と社会』塙書房、一九九三年)。
- (8) 永松圭子「平安時代の前分と付加的徴収法」(『日本中世付加税の研究』清文堂出版、二〇一〇年)。
- (9) 『中右記』承徳元年二月十日条には、浮橋料として、「淀河百丈」「桂河廿三丈」が諸国に割り充てられており、同年三月二十七日条には、「桂川・淀川諸国所課浮橋等皆渡了」とあり、無事完成していることが知られる。

おわりに

第一章の海老沢論文は、大江匡房が寛治二年（一〇八八）の白河上皇の高野御幸を促したことの背景に、一族にあたる大江景理による高野山復興事業（九九八〜一〇〇一）の顕彰の意図があったことを推測し、第二章の加藤論文は、『寛治二年高野御幸記』と円融上皇の東大寺における受戒の記録『御受戒記』とを比較して共通点を見出し、白河が両統迭立の危機に際して、かつて同様の事態を回避した円融の東大寺参詣を先例にしたのではないかと類推した。第三章の羽根田論文では、白河は皇位継承について宇多を理想として、寺社参詣を行っていた可能性を指摘し、同時に、院政期の交通の問題として、院による高野御幸をとらえ、鳥羽上皇による「河内路」の設定が、河内長野と京都の権門とのつながりや、新しい町場の形成に関わったことに注意を促した。第四章の手嶋論文は、行幸・御幸における検非違使と「橋」に注目したもので、路次にあたる地域と関係を持つ検非違使が関わったことや、検非違使の得分として「橋」整備の付加的徴収物の他に、撤去した「橋」の廢材があった可能性を指摘した。いずれも『寛治二年高野御幸記』を用いて、新しい知見を提示しえたかと思う。

なお本稿は、愛知県立大学大学院国際文化研究科日本文化専攻の平成三十年年度授業成果である。本稿執筆者だけでなく、出席した院生のみなさんに感謝します。（はじめに「おわりに」文責は丸山裕美子）